火災から大切な生命を守るために

住宅用火災警報器などを設置しましょう。

消防法及び都留市火災予防条例により、全ての住宅に火災警報器などの設置が義務付けられます。

新築住宅・・・平成18年6月1日から施行されます。

既存住宅・・・平成23年6月1日から施行されます。

設置上の注意点（天井・壁面の取付位）

壁面の場合

天井から15～50㎝以内に火災警報器の中心がくるように取り付けます。

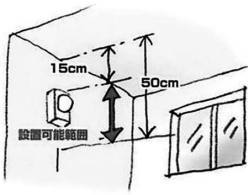

天井の場合

梁などがある場合の取付位置

火災警報器の中心を梁から60㎝以上離します。

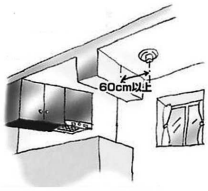

壁面からの取付位置

火災警報器の中心を壁から60㎝以上離します。

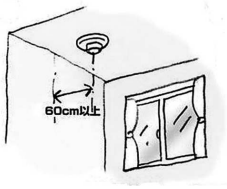

エアコンなどの吹き出し口付近の取付位置

換気扇やエアコンの吹き出し口から1.5m以上離します。

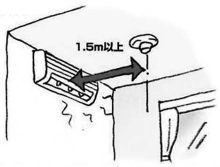

問合先　消防本部　予防査察担当　☎(43)1119

3月7日(火)から 携帯での119番が直接受信となります。

現在の携帯電話による通報経路 →

3月7日からの通報経路 →

火事です！
（救急です！）

災害発生場所

富士五湖消防本部

「都留市消防署に転送します。」

「はい。都留市消防署です。」

都留市消防本部

災害現場から直接通報が可能となり迅速な出場が出来ます。

市内から携帯電話で119番通報をすると富士五湖消防署へつながり、そこから都留市消防署に転送されていましたが、3月7日からは直接都留市消防署につながるようになります。

ただし、市の境界付近など電波の状態によっては、大月市消防署や富士五湖消防署へつながることがありますのでご注意ください。その際は今いる場所(住所)を伝えると都留市消防署に転送されます。

※携帯電話からも、一般電話と同様に局番なしの119番で消防署につながります。

問合先　消防署　警防担当　☎(43)1119